

昭和二十五年三月二十二日受領
答 弁 第 八 一 号

(質問の 八一)

内閣衆質第六七号

昭和二十五年三月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員今野武雄君提出教員としての不適格性の認定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員今野武雄君提出教員としての不適格性の認定に関する質問に対する答弁書

- 一 質問書に掲げられた程度の記事では「学級しんぶん」の指導が適当か不適当であるかは断定できない。
- 二 正確な事実をもととしての事実を、事実として教授するならば不適当ではないと考える。
- 三 次項四の答に纏めて回答する。
- 四 政治的中立性を保持すべき学校の教育にあつては、正確な資料によるそれ等の事実を客観的に取扱うべきであると考ええる。

右答弁する。